

学校いじめ防止基本方針



校 訓	「自主」「友愛」「忍耐」「健康」
教育目標	「もとよりもっと」を追究する生徒の育成 ～ 思考×対話→創造へ ～

令和6年4月
輪島市立東陽中学校

I いじめ防止のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意点】

- ・個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的ではなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめには多様な態様があり、「心身の苦痛を感じている」との要件を限定して解釈せず、本人がそれを否定しても、表情や様子をきめ細かく観察して確認する必要がある。
- ・いじめの認知は、「法」第22条に基づく「いじめ対策チーム」を活用して行う。
- ・「一定の人間関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、何らかの人間関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある。背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、判断する。
- ・インターネット上での悪口などを知らずにいる場合（心身の苦痛を感じるに至らないケース）でも、加害行為を行った生徒については、適切な対応が必要である。
- ・軽い言葉（好意から行った行為）で相手を傷つけたが、すぐに加害者が合謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築いた場合、柔軟に対応できるが、情報共有は必要である。

2 いじめ問題についての学校の取組み

(1) 学校を挙げた積極的な対応

- ① いじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校づくり」を推進する。
- ② 外部関係機関及び家庭や地域と連携し、「風通しのよい学校づくり」を推進する。
- ③ 組織的に対応し、生徒が安心して学ぶことのできる環境を整える。

(2) 常日頃からの基本姿勢

- ① いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」ものであることを、全教職員が十分に認識する。
*すべての生徒を対象とした事前の働きかけ（未然防止）を行う。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
*いじめられている生徒には、学校が徹底して守り通す姿勢を、日頃から示す。
*いじめている生徒には、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示す。
- ③ 生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
*教職員の言動が大きな影響力を持つことを十分に認識し、いやしくも教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長させたりしてはならない。
- ④ いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
*一場面の指導により解決したと判断せず、継続して必要な指導を行う。
- ⑤ 定期的な調査だけでなく、必要に応じてきめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。
*生徒の発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に合わせて調査を実施し、全教職員共通理解のもと、迅速に対応する。

3 いじめの理解

(1) いじめは笑いに隠される

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

◇いじめの被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。

- ・いじめという行為を「冗談」や「遊び」に転化させたいという気持ちが働く。
- ・ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫」「心配ない」ということを周囲や自分に示そうとする。

▼いじめ行為を維持・悪化させる。教職員の発見を難しくさせる。

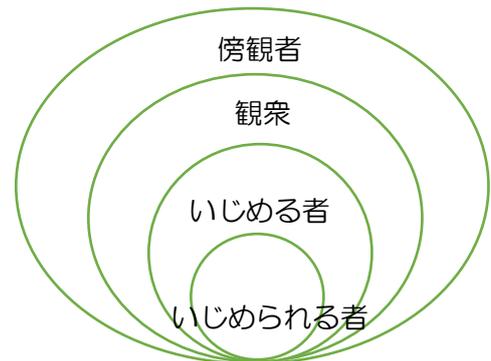
▼加害者が「あれは遊び」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上につながる。

▼早期発見できなかった教職員の逃げ口上にもなりえる。

(2) いじめの四層構造

いじめは「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立していない。

- ・はやし立てたり面白がっている「観衆」
 - ・周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」
- これらの存在で成り立っている。



◇傍観者の中から「仲裁者」が現れる学級経営を行うことが大切である。

【留意点】

- ・いじめの衝動を発生させる原因を理解しておくことが重要。
「心理的ストレス」「集団内の異質な者への嫌悪感情」「ねたみや嫉妬感情」
「遊び感覚や悪ふざけ意識」「いじめの被害者からの回避感情」

(3) いじめの態様

手段によるいじめ

- ①言葉での脅かし
- ②冷やかし・からかい
- ③持ち物隠し
- ④集団による無視
- ⑤仲間はずれ
- ⑥暴力をふるう
- ⑦たかり
- ⑧お節介・親切の押し付け
- ⑨その他

動機によるいじめ

- A 怒りや憎しみからのいじめ
- B うっ憤晴らしからのいじめ
- C 性格的な偏りからのいじめ
- D 関心を引くためのいじめ
- E 隠された楽しみのためのいじめ
- F 仲間を引き入れるためのいじめ
- G 違和感からのいじめ
- H その他

構成によるいじめ

- I 単独
- II 数名
- III 大勢

(4) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体、又は財産等に重大に被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

【警察に通報すべきいじめの事例】

学校で起こり得る事案の事例	該当し得る犯罪
<ul style="list-style-type: none"> ・ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、けったりする。 ・無理やりズボンを脱がす。 	暴行 (刑法第 208 条)
<ul style="list-style-type: none"> ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。 	傷害 (刑法第 204 条)
<ul style="list-style-type: none"> ・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・おしりを触る。 	強制わいせつ (刑法第 176 条)
<ul style="list-style-type: none"> ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ・断れば危害を加えると脅し、オンラインのアイテムを購入させる。 	恐喝 (刑法第 249 条)
<ul style="list-style-type: none"> ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ・財布から現金を盗む。 	窃盗 (刑法第 235 条)
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車を壊す。 ・制服をカッターで切り裂く。 	器物破損等 (刑法第 261 条)
<ul style="list-style-type: none"> ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。 	強要 (刑法第 223 条)
<ul style="list-style-type: none"> ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。 	脅迫 (刑法第 222 条)
<ul style="list-style-type: none"> ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。 	名誉棄損 (刑法第 230、231 条)
<ul style="list-style-type: none"> ・同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。 	自殺関与 (刑法 202 条)
<ul style="list-style-type: none"> ・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿等の写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ・同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。 ・同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。 	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条)
<ul style="list-style-type: none"> ・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。 	私事性的画像記録提供(リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条)

◇児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならない。(いじめ防止対策推進法第 23 条 6 項)

*相談・通報事例を把握した場合、速やかに輪島市教育委員会に報告し、適切に対応する。

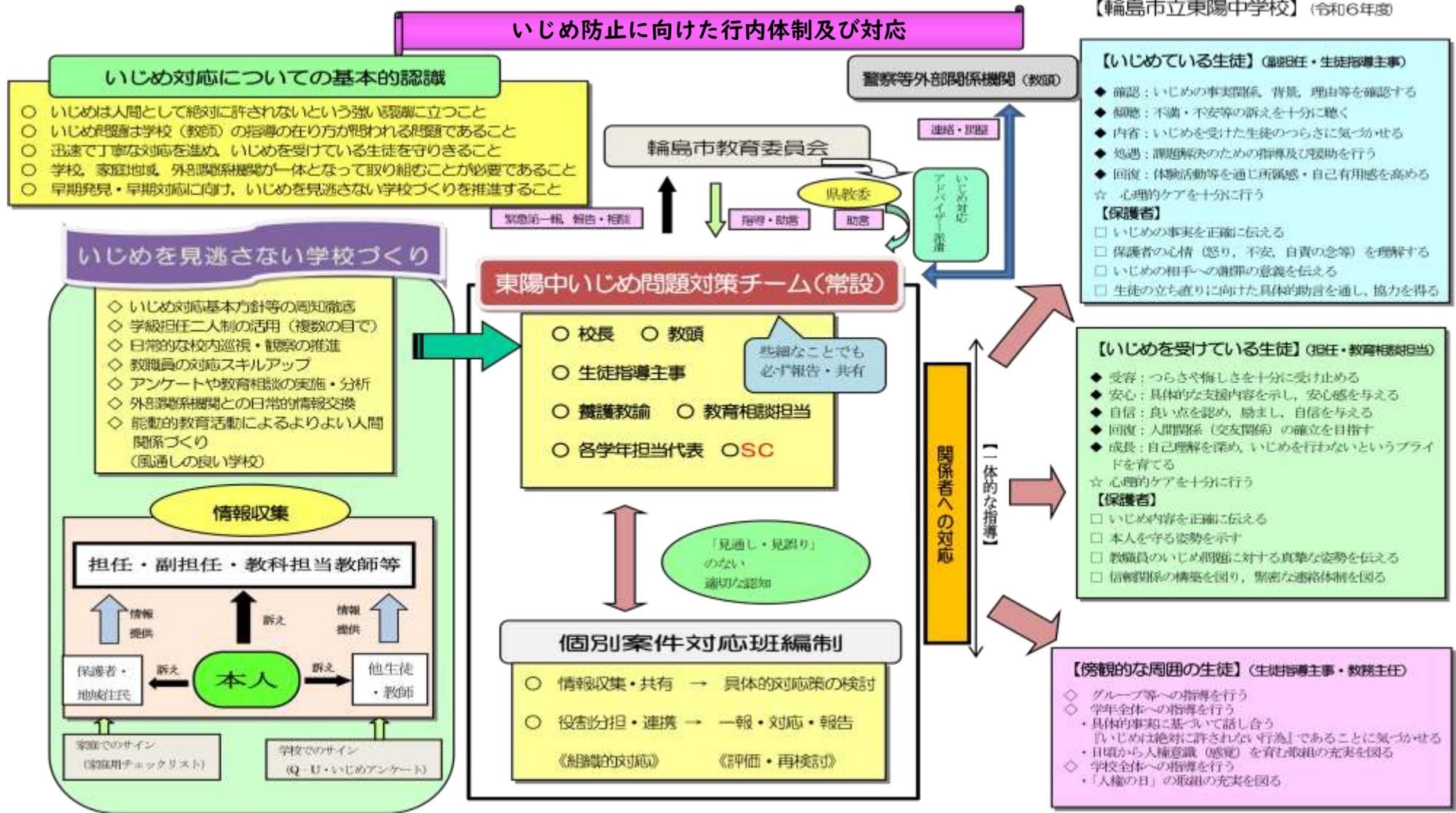
◇保護者に対して、いじめに対する学校の基本姿勢を示し、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められた場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ周知する。

◇警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化を図る。

II いじめ防止のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のために実施する施策

(1) いじめ問題対策チームの設置 (常設)



① 目的

いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

② 構成

校長をトップに、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、各学年代表、スクールカウンセラー（SC）とし、内容や状況に応じて該当の学級担任や部活動顧問等、必要と思われる教職員を加え構成する。

③ 役割

ア 未然防止など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期検証

- ・東陽中学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
- ・取組の実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認
- ・授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視と情報の共有・報告

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・東陽中学校いじめ防止基本方針の、すべての教職員に対する周知と啓発
- ・PDCAサイクルにおける取組の検証と改善策の共通理解
- ・各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示

ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・東陽中学校いじめ防止基本方針の生徒や保護者・地域に対する周知と啓発
- ・生徒会が主体となった取組の推進
- ・学校におけるいじめ相談窓口の設置と、生徒、保護者への周知
- ・PTAや関係機関等との日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築

エ 個別面談や相談の状況把握及びその集約

- ・各種調査や教育相談の進捗状況の把握
- ・相談事例の集約と内容の分析

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

- ・関係教職員の招集および役割分担
- ・教職員からの情報収集及び整理

カ 発見されたいじめ事案への対応

- ・対応の方針の決定及び関係教職員への指示
- ・教育委員会への報告・相談
- ・対応の進捗状況の確認と関係教職員への助言や支援
- ・関係機関への協力要請
- ・スクールカウンセラーの活用

2 いじめの未然防止

いじめはどの子にも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、学校長のリーダーシップのもと全ての教職員が取り組む。

(1) わかる授業づくり

いじめの背景には、勉強や人間関係のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進める。

- ① 「わかった」「できた」「使えた」が時間できる授業づくり
*意欲をもって取組みたくなるような課題を設定し、生徒の主体的な参加を促すとともに、まとめや振り返りの時間を確保する。
- ② 学習指導の場における積極的な生徒指導
*生徒に自己存在感を与えること、共感的人間関係を育成すること、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助することの三つの視点に留意する。
- ③ 学び合い学習
*学習過程や学習形態を工夫し、すべての生徒が参加できる、授業場面で活躍できるようにする。
- ④ 教職員の学び合い
*互いの授業を気軽に参観できる体制づくり（互見授業等）を進め、互いにアドバイスし合うことで授業改善を図る。

(2) 道徳教育や人権教育の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- ① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育
*道徳のねらいを全教職員で共通理解し、意図的・計画的に実践する。
- ② 魅力的な教材の開発や活用
*生徒にとって魅力的な地域教材の開発や地域人材の活用等を推進し、多面的・多角的な見方・考え方へと発展させる。
- ③ 人権教育講和・人権教室
*校内・校外講師による人権教育講和や人権教室を開催し、感想等を交流する活動を通して、一人一人の人権感覚を磨く。

(3) 規範意識の醸成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成すると共に、生徒が安心して学ぶことができる環境をつくる。

- ① 問題行動への対処
*「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした指導方針を示し、「社会の一員」としての責任と義務を指導する。

② 目標等の工夫

*生活目標や、学級目標の意識を高めるため、学級、委員会、各種活動ごとに到達目標を定め、評価・改善を図る。

③ 学習ルールの徹底

*学校として揃えていくべき事柄を全教職員で確認し、共通理解したことは徹底してやり通す。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じとることのできる機会（ボランティア活動や自然体験）を提供し、自己有用感が高められるよう努める。

① 「ピア（仲間）・サポート」

*異学年との交流を通じ、「お世話される体験」と成長した後に「お世話する体験」の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲などを培う。

② 親子・地域との共同作業・高齢者と触れ合う活動

*家庭や地域の人々などにも協力を求め、幅広い大人から認められているという思いが得られるような共同作業を行う。また、地域行事への積極的に参画する。

③ 失敗を恐れず挑戦する機会の設定

*各種検定への挑戦や、個人または小グループで力を合わせて、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を意図的に設け、生徒の自己肯定感を高める。

(5) 生徒会が中心となる活動の活性化

生徒会が中心となり、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

① 「いじめ撲滅宣言」などの採択

*生徒会活動の日常的な活動として、「いじめ撲滅」の取組を柱とし、委員会や総会で宣言を採択すると同時に、意見交換や議論を行う。

② 相互理解を深める委員会活動

*生徒集会や委員会発表などの場で、自治的な学校生活に資する提案を行い、各委員会の視点に立った提案を行い、よりよい学校生活にするための協議を行う。

(6) 家庭や地域と連携した取組

家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

① いじめアンケートを活用した連携

*アンケート調査の結果を、保護者懇談会、学校だより等で周知すると共に、地域全体でいじめに取り組む機運を高める。

② 非行・被害防止講座の実施

*「ネットトラブル・いじめ」の事例をもとに、いじめ問題に対する理解を深めると共に、家庭や地域で果たすべき役割等について考える機会とする。

③ 家庭・地域からの相談窓口の設置

*学校内の相談体制を活用し、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子等を寄せてもらえる体制を構築する。

3 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

(1) 小さなサインを見逃さない

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・個人ノートや生活ノート等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) 定期的なアンケートの実施

- ・生徒の実態に応じて、定期的にいじめに関するアンケート調査を実施する。
- ・アンケート項目や実施場所、記名の有無など工夫し、生徒にとっていじめを訴えやすい体制を整える。
- ・他者のいじめを回答することは、傍観者とならず、いじめを止めさせる手段であることを指導する。

(3) 教育相談体制の充実

- ・アンケート調査をもとに、定期的な教育相談を実施する。
- ・生徒及びその保護者、教職員が、相談できる体制を整備する。
- ・保健室、スクールカウンセラーの効果的な活用を図る。

(4) 発見のポイント

学校生活の中で、生徒は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の生徒が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。また、保護者から、以下のような相談があった場合、いじめを受けているのではないかと受け止め、指導に当たる。

【登下校時】

- 理由もなく、1人で朝早く登校する。 一緒に登校する友達が遠ってくる。
- 登校手段が変化する。 教職員と視線を合わさなくなる。
- 元気がなく、浮かぬ顔をする。挨拶をしなくなる。
- 特に用事もないと思われるのに、教職員に近づいてくる。 遅刻、欠席が増える。
- 遅刻ギリギリの登校が目立つ。

【朝のホームルーム】

- 体調不良を訴えることが増える。(頭痛、腹痛、吐き気)
- 欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。
- 提出物を忘れて、期限に遅れたりするようになる。
- 表情が暗く、どこことなく元気がない。
- 担任が教室に入室後、遅れて入室するようになる。

【授業中】

- 発言すると、嘲笑されたり、はやし立てられたりする。
- 授業道具等の忘れ物が目立つようになる。
- 決められた座席と違う座席に座っている。 周囲の状況に関わらず、一人でじっとしている。
- 教科書、ノート等に落書きが目立つ。 遅れて授業に入ってくる。

- 課題を代わりにやらされる。 特定の生徒の机との距離を離す。
- 他の生徒から発言を強要されたり、突然個人名が出されたりする。
- 球技の際にパスされなかったり、パスが集中したりする。
- 筆圧が弱くなる。
- 椅子や机が壊されたり、所持品や机などに落書きされたりする。

【休み時間・清掃時間・帰りのホームルーム・放課後等】

- 休み時間に保健室や職員室に来て時間を過ごす。
- 遊びの中でいつも同じことをやらされる。
- 遊びの中で、笑い者にされたりからかわれたり、命令されたりする。
- トイレに長く入っている。
- プロレスごっこ等のような遊びによく加えられる。
- 特定の子の運動着が破られたり、靴が隠されたりする。
- 持ち物がなくなったり、掲示した作品にいたずらされたりする。
- 今までのグループから外れて、一人ポツンとし、沈みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が現れる。
- 急いで一人で帰宅する。

【家庭】

- 衣服の汚れが見られたり、よくけがをししたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。(傷跡を隠す)
- 買い与えた学用品や所持物が紛失したり、壊されたりしている。
- 食欲がなく、体重が減少したりする。 ナイフなどを隠し持つことがある。
- 寝つきが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 登校時刻、長期休業明け、連休明け、週明け等に、身体の不調を訴え登校を渋る。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 自己否定的な言葉が見られ、死や非現実的に関心を持つ。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避する。

【ネットいじめ】

- パソコンや携帯・ネット機器を頻繁にチェックする。又は、全く触れようとしなくなる。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり隠そうとしたりする。 着信音に怯えるような態度をとる。
- インターネットやライン等に悪口を書き込まれる。 SNSのグループから故意に外される。
- 電話やメールの受信後、そっと出かけようとする。

【いじめをしている側のサイン】

- 言葉づかいが荒くなる。いうことを聞かない。 人のことをばかにする。
- 買った覚えのないものを持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。
- お小遣いでは買えないものを持っている。

4 校内の指導体制

(1) 校内体制の概要

- ①学担、副担制の導入…学級朝礼・終礼は常に2人で臨み、生徒の様子をみる。
- ②養護教諭による巡回・観察と情報交換…毎日の登校時と下校時に巡回し、情報を交換する。
- ③SCとの連携強化…SCを中心とした教育相談月間（6月・11月）を設定する。
- ④定期教育相談（年2回）の充実…1回は担任以外が教育相談を行う。
- ⑤ライフスキルトレーニングの計画的実施…ポジティブな心のありようを声かけによる集団作り
- ⑥生徒理解と情報交換の指導スキル向上のための校内研修の定期的開催
- ⑦昼休み等の校内巡回
- ⑧挨拶運動の充実

(2) 日常的な組織的対応

学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ・早期対応は、出会いの日に担任の姿勢を伝えることから始まる。 ・生徒の様子や生活ノート等から、いじめのサインに気付くように日頃から心がける。 ・子ども同士が触れ合い、互いの理解を深める場や活動を設定する。 ・小さな事実を見逃さないで、担任の姿勢を具体的な姿で伝える。 ・訴え、相談があったら迅速に対応する。 ・「いじめ」に気付いた時は、焦らない、慌てない。（直ちに報告） 一人で抱え込むことなくすぐに相談するなど、組織的に対応する。 ・いじめ問題対策チームの方針のもと、連携して対応を行う。
授業担当	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中でいじめの信号を見逃さない。 ・いじめをキャッチしたら迅速に担任や生徒指導担当と情報交換し、管理職に報告すると共に、積極的に支援、協力する。
生徒指導・教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、いつ、どこで起こっても不思議ではないという認識を持ち、いじめが発見された場合は、即時に対応する。 ・学級担任を精神的に支える。（共に考える、次の具体的な指導のヒントを与える） ・いじめを学級や部活動だけの問題にしないで、学校全体で解決する。 ・職員朝礼、生徒指導部会、職員会議、生徒理解の会等の場で、その解決策について意見を出し合い、校内の日常の指導体制を確立する。 ・「いじめアンケート」を実施。その後すぐに教育相談習慣を設け、生徒全員と面談し、学習や生活について相談する中で、いじめには組織的に対応する。 ・必要に応じて、担任以外の教師が面接や教育相談等を行う。 ・年に2回、適しいじめ対応アドバイザーを要請し、生徒観察の後、管理職と生徒指導主事で、学校の近況説明と生徒指導上の課題等を報告し、アドバイザーからの助言をいただく。 ・警察等関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラー、専門機関等との相談体制を整えておく。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・把握したいじめ情報は、秘密を厳守したうえで、正確に校長・教頭・生徒指導担当に伝える。 ・訴えてきた子どもの心情を十分に受け止め、子どもの心の流れに沿った柔軟な考えを持って接し、苦しみと苦悩を受け止める。 ・信頼され安心できる保健室の雰囲気づくりに努め、あらゆる場面を通して人間関係の大切さに気付かせる。
校長教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ」は人権にかかわる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、学校を挙げての組織的な協力体制の確立に努める。 ・全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。 ・一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整え、校務の効率化を図る。 ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めると共に、家庭訪問や学校だより等を通じて緊密な連携協力を図る。

☆心配される生徒の状況を、事実を的確に必ず記録（生徒指導個人カード）しておくこと。

(3) 年間行動計画

月	内 容	月	内 容	
4	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導全体計画、年間計画の作成 児童生徒理解①（小中合同） 学校生活アンケート① 心のケア・教育相談①（SC） 学年保護者懇談会 	10	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート⑦ 児童生徒理解⑦（小中合同） 定期教育相談② 	
5	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート② 児童生徒理解②（小中合同） 定期教育相談①（学担） Q-Uテスト① 	11	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート⑧ 児童生徒理解⑧（小中合同） 教育相談月間（SCとの連携） 地域学校保健委員会（児童生徒・保護者） 	
6	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート③ 児童生徒理解③（小中合同） 教育相談月間（SCとの連携） いじめアドバイザー招聘① ネットトラブル予防学習会（生徒・保護者） 	12	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート⑨ 人権教育強化週間 児童生徒理解⑨（小中合同） 定期保護者相談②（学担・副担） 2学期の反省と3学期に向けて 学校関係者評価アンケート② 	
7	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート④ 児童生徒理解④（小中合同） 小中連携推進協議会① 定期保護者相談①（学担） 学校関係者評価アンケート① 	1	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート⑩ 児童生徒理解⑩（小中合同） 学校関係者評価者委員会② いじめアドバイザー招聘② 心のケア・教育相談③（SC） 	
8	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート⑤ 児童生徒理解⑤（小中合同） 1学期の反省と2学期に向けて 新入生部活動体験 	2	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート⑪ 小中連携推進協議会② 児童生徒理解⑪（小中合同） 小中連携推進会議② 	
9	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート⑥ 児童生徒理解⑥（小中合同） 心のケア・教育相談②（SC） Q-Uテスト② 学校関係者評価者委員会① 		<ul style="list-style-type: none"> 入学説明会（1・2年生） 次年度案の作成 	
※ 個人懇談は随時行う。各種調査アンケート等の結果や学校の様子は学校だよりで知らせる。			3	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート⑫ 児童生徒理解⑫（小中合同） 小学校・高校との情報交換（新入生）

(4) 検証の方法

①検証の重点

- アンケートなどの各種実態調査の多面的な分析
- 校内研修による、生徒の変容や変化の確認（活動毎に生徒の意識の変化を確認）
- 地域、保護者の意向を踏まえた学年懇談会や学校評価の実施

②検証主体と検証方法

生 徒	教 師	保 護 者 等
<ul style="list-style-type: none"> 生活調査結果を基にした委員会活動 【保健給食委員会】 学校生活アンケート結果を基にした生徒集会 【生徒会執行部】 	<ul style="list-style-type: none"> 生活調査の結果分析と比較・検討 学校生活アンケートの結果分析と比較検討 教師アンケート 小中連携推進会議における意見交換 Q-Uテストの結果分析と比較検討 学校関係者評価アンケートの結果を受けたPTA評議委員会や学校評議員との意見交換 学期毎の教育課程の振り返り 校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> 事前アンケートを踏まえた学年懇談会 学校の取組報告を兼ねたPTA役員会と評議員会 保護者アンケート 学校関係者評価委員会

5 いじめの早期対応（いじめ問題対策チーム）

（1）いじめられている子には

いじめられている子への対応は、言い聞かせることではない。
本人の訴えを本気になって傾聴することが大切である。

- ① 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。 →傾聴の姿勢
- ② 安心：具体的支援を示す。 →教師は絶対的な味方
- ③ 見守：長期的に注意深く観察する。
- ④ 回復：安心して学校生活が過ごせるよう支援する。
- ⑤ 自信：良い点を認め励まし、自信を与える。

（2）いじている子には

その場の指導で終わることなく、いじめが完全になくなるまで、
注意深く継続して粘り強く指導していく必要がある。

- ① 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
→はっきりと確認が取れるまでは頭ごなしに決めつけない
- ② 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。 →受容的態度
- ③ 内省：いじめられる子のつらさに気付かせる。
→いじめは絶対にいけないことの指導 →いじている子の内面を理解
→いじめの態様によっては犯罪にあたる場合があることを理解
- ④ 処遇：課題解決のための援助を行う。 →いじめエネルギーの善用を図る
- ⑤ 回復：役割体験等を通して所属感を高める。 →成長への信頼

（3）いじめられている子の保護者には

保護者の気持ちを十分に受け止め、どんな些細な相談でも
真摯に受け止め、誠意ある対応を心がける。

- ① いじめの事実をその日のうちに、正確に伝える。
- ② 学校はいじめられている子を守るという姿勢を示す。
- ③ 信頼関係を構築する。 →不用意な発言をしない
 - ・「いじめは重大な人権侵害である」との認識に欠ける発言
 - ・自己防衛的な発言
 - ・生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言
 - ・具体性のない発言
 - ・被害者の「痛み」に共感を示さない発言
 - ・「被害者保護優先」を無視した発言
- ④ 家庭との連絡を密にする。
(被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼)
※被害者の保護者に、具体的な取組をきちんと伝えて理解を得る。

（4）いじている子の保護者には

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処方法や
今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

- ① 事実だけをきちんと伝える。
- ② 保護者の心情を理解する。(怒り、なさけなさ、自責の念、今後への不安等)
- ③ 具体的な助言を与え、子どもの立ち直りを目指して協力してもらう。

(5) 学級には (全生徒)

教師は「いじめは絶対許さない」という毅然とした態度を示す。

- ① 具体的事実に基づいて話し合う。(当事者の了解・配慮)
- ② いじめられた子供に共感させる。(いじめた子どもの居場所に配慮)
- ③ 傍観者の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- ④ 「いじめ・いじめられる」行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級をつくる。
- ⑤ 意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。

【学級での話し合いの進め方】

- ア 事実と問題の明確化…いじめは許されない行為である。
- イ 冷静な解決の模索…生活の振り返り、自己内省による知的変革
- ウ 行動方針の発見…内省による具体的行動 (是認、黙認 →責任の確認)
人権意識の育成、信頼感の確立
- エ 連帯感の育成、人間関係づくり…自己存在感

(6) 関係機関との連携

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん各関係機関との連携を図る。

- ① いじめ問題対策チームを中心に、輪島市教育委員会の指導のもと、いじめ問題を解決していく。
- ② 学校、家庭、関係機関(相談機関、警察等)との連携を日頃から図っておき、いじめ問題への対応及び緊急体制については、全教職員で確認しておく。
 - ・生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言
 - ・具体性のない発言
- ③ ネット上のいじめに対して、プロバイダに削除を求める。
速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。
- ④ 生徒の命や安全が最優先されると判断した場合、直ちに輪島市教育委員会に報告・指導を受けるとともに、警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

- ◇ いじめに対する措置を行った場合、必ず事実を的確に記録しておくこと。
- ◇ いじめに対する措置(面談や・聞き取り)を行う場合、複数で対応すること。
- ◇ いじめの解消とは
 - ① いじめの行為が、少なくとも3ヶ月止んでいること。
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

6 重大事態への対処

いじめの重大事案については、「いじめ防止等のための基本的な方針」（最終改訂平成 29 年 3 月 14 日）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月）により適切に対応する。

(1) 重大事態発生とその調査

次の場合、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに組織を設け、質問紙票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にする調査を行う。

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 生徒が自殺を企図した場合。
 - 身体に重大な障害を負った場合。
 - 金品等に重大な被害を被った場合。
 - 精神性の弛緩を発症した場合。
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。
 - 上記目安にかかわらず、一定期間連続して欠席している場合。
- ③ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態として報告・調査にあたる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合（上記①、②、③）直ちに輪島市教育委員会へ報告する。
*報告が遅れることにより学校設置者等による支援が迅速に行われず、事態のさらなる悪化につながる可能性があることを認識しなければならない。

(3) 調査の主体及び組織

輪島市教育委員会の判断のもと行う。

*学校が調査の主体となる場合、「いじめ問題対策チーム」が母体となり、必要に応じて適切な専門家、第三者を加え、教育委員会の指導のもと、調査する。

*教育委員会と密接に連携して、情報収集などの初期的な調査は学校が中心となって行う。

*調査の公平性・中立性確保に努める。

(4) 被害生徒・保護者等に対する調査方法の説明

調査実施前に、被害生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明すること、説明を行なう主体は、状況に応じて適切に判断すること。

- ① 調査の目的・目標
- ② 調査主体（組織の構成、人選）
- ③ 調査機関・時期（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項
- ⑤ 調査方法
- ⑥ 調査結果の提供

(5) 事実関係を明確にするための調査の実態

客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ① たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実に向き合う姿勢を保つ。
- ② 調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア) いじめられた生徒から聞き取りが可能な場合

◇いじめられた生徒、在籍生徒、教職員から十分に質問紙調査、聞き取り調査を行う。

- *いじめられた生徒や情報提供してくれた生徒を守る。
- *事実確認とともにいじめた生徒への指導を行い、いじめを止める。
- *いじめられた生徒の事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。
- *必要に応じて、関係機関とも、より適切に連携して対応にあたる。

イ) いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- *生徒の入院や死亡などで聞き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- *在籍生徒や教職員に対する質問紙調査、聞き取り調査を行う。

【自殺の背景にある留意事項】

亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

《背景調査は、輪島市教育委員会の指導のもと行う》

- *遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- *在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- *遺族に対し、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、合意しておく。
- *報道に対しては、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があること等を踏まえる。

(6) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に適切に情報を提供する。
 - *他の生徒のプライバシー保護、関係者の個人情報に十分配慮し適切に判断する。
 - *アンケート調査は、あらかじめ、いじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査対象となる在校生やその保護者に説明するなどの措置を講じる。
- ② 調査結果については、輪島市長に報告する。
 - *いじめを受けた生徒やその保護者が希望する場合、いじめを受けた生徒やその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果の報告に添えて輪島市長に送付する。

7 その他いじめ防止等のための取組に関する事項

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校ホームページで公表するとともに、PTA総会等の機会を捉え、保護者に説明・啓発する。